

本県の動物管理業務に係る事件について（照会）

平成24年4月24日

}-1

野中龍彦

宮崎県福祉保健部長様

下記事項についてご検討のうえ、書面による回答をお願い致します。

[照会事項]

1 平成23年12月1日に西都市大字妻の住民が高鍋保健所に対し「11月30日朝に飼い犬がいなくなった」旨の届け出をした。高鍋保健所の「不明犬受付簿」にはその記録が残されている（添付資料1）

その二日後の12月3日午前9時42分に木城町の住民が「保護した犬を引取りに来て欲しい」旨の連絡を高鍋保健所に行い（添付資料2）、高鍋保健所はその日に犬を引取り、午後14時30分に動物管理所に搬入している。（添付資料3）この時点で、犬の特徴や届け出日等から、高鍋保健所が行方不明の届け出犬である事を確認出来ない事はある得ないと思われるが、同保健所は飼主に連絡をしていない。それは何故か、理由をお答え下さい。

2 同日、高鍋保健所は上記の捕獲した犬の写真を撮影し、「ドッグ愛ランド」に当該犬の情報を掲載しているが、この時点でも何故、「不明犬届出簿」を確認していないのか？その理由をお答え下さい。尚、当該犬の飼主は高齢者であり、インターネットの使用が困難である。

3 その後、保健所らは当該犬について、「適正判断」を行い、譲渡不可とし「譲渡推進事業」の施設である「ひまわりの家」に搬入せず、殺処分にしようとしていた。しかし、「守る会」とは別の保護団体が動物管理所より引き出し、犬は殺処分を免れている。保健所らは野中による情報開示請求に対して当該犬の殺処分の根拠である、適正判断書類を提出していないが何故か？また、この時点

でも「行方不明犬届簿」の確認をしていないのは何故か、理由をお答え下さい。
尚、その後、当該犬は前述の保護団体により第三者に譲渡されたが、当該犬の飼主の息子夫婦が帰省した際に、「ドッグ愛ランド」に行方不明犬情報を掲載したところ、それを見た保護団体が、「同団体が第三者に譲渡した犬ではないか？」と調査したところ、当該犬である事が分かっています。

以上。

書留・特定記録 郵便物等受領証 (お客様控)

〒100-8798 郵便事業株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
2012年 4月24日 11:14

ご依頼主のご住所・お名前

宮崎県

1 お届け先のお名前

宮崎県

福祉保健部長

お問い合わせ番号

19353939124

様式